

坂本茂雄 県政かわら版

2015年
如月号
NO.48

<坂本茂雄県議会だより>
■高知市丸ノ内1-2-20
県議会 県民クラブ控室
TEL 088-823-9523
FAX 088-823-9063

12月
定例県議会

政務活動費の透明化など議会改革へ条例改正

台風・豪雨災害の復旧費用など補正予算も可決

昨年12月定例県議会は、9月補正予算に引き続き、台風・豪雨災害の復旧費用などを盛り込んだ98億8000万円余りにのぼる補正予算案や、政務活動費の収支報告書などをホームページで公表するための条例の改正案など、あわせて44の議案を可決して閉会しました。

「小学校1年生の35人学級の維持、拡充を求める意見書」のみは、残念ながら少数で否決されましたが、県民クラブで提出した「2015年度子ども・子育て支援新制度関連予算の充実・強化を求める意見書」など、それ以外の全ての意見書議案は全会一致で可決しました。

安倍政権 「大いに評価」できるか

衆院選挙の結果を受けた質問戦では、成果をあげている。安倍政権の政権運営は、自民党議員の質問に対して知事は、三分の二を超える議席獲得について、「経済の好循環の実現や『地方創生』への取り組みなど今後の自公連立政権に対する期待の表れではないか」と述べ、これまでの2年間の政権運営において「道半ばのものもあるが、一定の

成果をあげている。安倍政権の政権運営は、自民党議員の質問に対して知事は、三分の二を超える議席獲得について、「経済の好循環の実現や『地方創生』への取り組みなど今後の自公連立政権に対する期待の表れではないか」と述べ、これまでの2年間の政権運営において「道半ばのものもあるが、一定の



12月定例会総務委員会で執行部に対して質問する坂本議員

しかし、自民党は比例代表選挙で、全有権者に占める割合・絶対得票率は16.99%で定数全体の37.8%に相当する68議席を占め、小選挙区では24.49%で75.3%に相当する222議席を得たという結果であり、けっして民意を反映したものとはなっていません。

この得票率などに見られる民意の反映度合いや、さらには世論調査などに見られるアベノミクスへの評価や集団的自衛権、原発再稼働に対しては、否定的意見が多い中で、「大いなる評価」を下すことは、県民の求める県政との間に乖離を生じさせることへの懸念を感じざるを得ません。

安倍政権は、早速「集団的自衛権は信任された」とか「改憲に努力」とかとも言い始めています。「数におごった政権運営手法」に対して、充分警戒することが求められています。

山積する諸施策・課題

県民に寄り添う県予算編成を

県議会の場でも、山積している「地方創生」「人口減少・子育て支援対策」「医療・介護拡充施策」「南海トラフ地震対策」「地方における若者の雇用対策」「第一次産業振興政策」「脱原発・再生可能エネルギー政策」などの課題が、県民に寄り添う形で具体化できるように県予算編成に取り組みなければなりません。

2015年度予算議案などを審議する2月定例会は、2月23日に開会し、坂本議員は3月3日(火)午後一時頃から本会議における代表質問に登壇予定です。

県政意見交換会

- 第59回 2月14日(土) 15時～
春野町公民館
- 第60回 2月15日(日) 15時～
長浜ふれあいセンター
- 第61回 2月22日(日) 13時30分～
一宮ふれあいセンター
- 第62回 3月29日(日) 15時～
下知コミュニティセンター

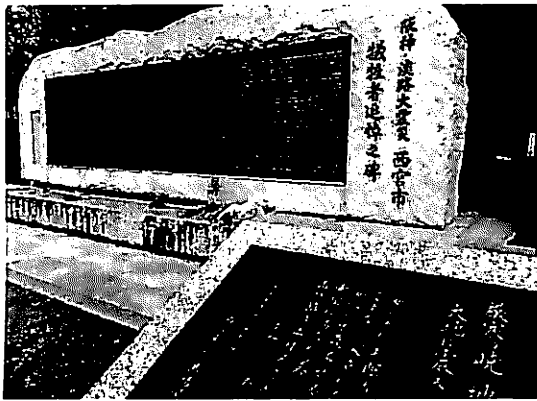
阪神・淡路大震災から20年

教訓を南海トラフ地震の事前復興へ

本年1月17日は、6434人の命を奪った阪神・淡路大震災から20年の節目の年で、当日は被災地を中心に全国が祈りに包まれました。

例年、坂本議員は1・17前に、毎年開催される西宮市にある関西学院大学災害復興制度研究所主催のフォーラムに参加してきましたが、今年はそのための出席ができませんでした。

今年、参加できなかった「復興・減災フォーラム」では、「復興を測る尺度」としては、「統治的復興」を前提とした経済指標のイメージが強い。だが「市民的復興」を念頭とした新たな価値観を見つけないければならない時期に



昨年訪ねた大震災西宮市犠牲者追悼の碑

きているのではないか。「市民的復興」を考える時に欠かせないのが人と人のつながりだ。「震災バネ」はその原動力になる。災害に対する色々な思いが震災バネとなり、復興のエネルギーにつながっていく。人口の回復率や経済成長率と違って、被災者一人ひとりの再生を復興のものさしとする。無機質な指標ではなく、豊かさ、絆、文化、さらに負の面として、人々の悲しみ、痛み、貧困といったことに注目する。そうしたことが大切なのではないか

と、復興と関わってきた山中茂樹・関西学院大教授は述べられています。(1月16日付朝日新聞より)

坂本議員は、高知県に対しても、この間「事前復興」についての取り組みの指摘をしてみました。新年度事業案では「南海トラフ地震による大規模な被害からの早期復興を実現するため、東日本大震災からの復興事例等を参考に、あらかじめ復興の基本方針の検討を行う」ため「震災復興計画の事前準備」に取りかかることとなっています。

人間の努力次第で回避可能な「復興災害」

20年という積み重ねた年月は、被災地を整った街並みへと変化させたものの、商店街では空洞化も進み、せっかく助かった命が、孤独死という形で1000人以上も奪われ、家を失った被災者が住む災害復興住宅では高齢化や孤立化が進み、いまだ傷痕が残っていることも共有すべき事実であります。

復興のあり方については、よほど教訓を生かさなければ、阪神・淡路大震災の復興過程の弊害とも言える「復興災害」という「人災」を引き起こ

しかねません。塩崎賢明氏・立命館大学教授は著書「復興へ災害」阪神・淡路大震災と東日本大震災(岩波新書)の「はじめに」の項で、下枠囲みのように述べられています。

「被害を最小に抑えるにはやるべきことが山のようにあるが、災害そのもので助かった命がその後の復旧・復興過程で失われるという不条理な「復興災害」を避けることは、人間の努力次第で可能なはずである。そのための備

災害の発生や緊急対応は数時間から数日の勝負であるが、復興は数年から十年以上の長い過程である。その間に、力尽きて命を落としたり、家庭が崩壊したり町や村が衰退したりすることがある。こうした災害後の被害を「復興災害」と呼ぶ。(略)

震災で一命をとりとめたにもかかわらず、復興途上でなくなったり、健康を害して、苦しんだりする人々が大勢いる。その被害は個人の責任だけに帰することはできないと思えた。この復興による災厄は「復興災害」と呼ぶ以外にあるまい。

これは自然の猛威ではなく、社会の仕組みによって引き起こされる人災であり、本来、防ぐことが可能な災害である。(略)

阪神・淡路大震災の被災地では二十年を迎える今日もなお「復興災害」にさいなまれている人々が存在する。ということがいわば阪神・淡路大震災の最大の教訓であるが、それが日本で生かされているとは言いがたい。

えをいま築いておかねばならない」というこの著者の言葉を、未災地の高知で生かさなければなりません。

改革… 議会半道

政務活動費見直しでより透明性確保と信頼確保へ

収支報告書など四種類全ての書類を県議会ホームページ上で公開

坂本議員は県民の皆さんの声を振り所に、常に政務活動費の見直しを求めてきました。

この間、「政務活動費の運用のあり方に関する検討会」（以下「政務活動費検討会」と記す）での検討が重ねられ、昨年11月28日の議会運営委員会で、「政務活動費検討会」の検討結果を踏まえて、次の事項について政務活動費の運用を改めることを決定しました。

「情報公開のあり方」については、「これまで県議会に提出する必要がなかった会計帳簿の提出を義務づけ」、この会計帳簿に加え、「これまで議会への提出義務はあったものの、県議会の図書室でしか閲覧できなかった収支報告書、領収書その他証拠書類、主要な政務活動の内容を記載した書類などあわせて4種類の書類を今後、議会のホームページ上で2015年7月1日から全て公開すること」、「昨年度から飲食を伴う会議にも充当できることとなっていたことについては禁止する」こととなりました。

**宿泊料は実費
交通費領収書は提出原則**

加えて、宿泊料については、「定額支給」を改め、「領収書にもとづく実費支給」となります。(2015年度から)

しかし、この見直しに伴っては、高知市以外の選挙区の議員の活動保障などのため、高知市に設けた宿所に政務活動費を充当できることとなります。

また、JR等の交通費の領収書については、「原則領収書不要」から「領収書提出を原則」とすることとなりました。(2015年度から)

**県民には当たり前の運用
に一步近づぐ**

これらについての実施を可能とするための条例改正議案が、12月定例会で可決されました。

今回の検討結果では、県民の皆さんにとって納得のいくものではないかもしれませんが、課題となったものの、見直しまでには至らなかったものなどの経緯については、4面に「『政務活動費検討会』の協議経緯及び決定内容」をお示ししてあります。

「政務活動費検討会」は非公開だったため、議論経過を多少なりとも県民の皆さんに明らかにするため、協議経過を明らかにすることとしました。

このことも含めて、さらに今後見直された内容についてのチェックを経て、見直しの必要なものについて、改めて御意見を頂きたいと思えます。

西岡元県議の説明責任追及は終わらない

今回の政務活動費見直しのきっかけにもなった西岡元県議の政務活動費の不正常使用などの調査については、本人から「健康不良などを理由に調査協力拒否の最後通牒」的の文書が議長に送られてきました。

しかし、坂本議員をはじめ複数議員が、県民にその使途を明確に示し、透明性を確保するための見直しがされたからといって、調査終了とするのではなく、引き続き調査協力を求めていくことを強く主張しました。

その結果、県議会としては、西岡氏秘書に対して、「これまでのような定期的な調査はできないにしても、議会決議の重みもあり、今後も説明責任を求めることを断念はできない。ついては、病状が回復すれば、説明を求めたい」旨を議長から伝えました。

今回のこと、西岡元県議の説明責任は免れるものでなく、県議会としては、常に議会改革を継続すること、県民の信頼を得ながら、県民の付託に応えていくべきであると考えています。

「政務活動費の運用のあり方に関する検討会」の協議経過及び決定内容

検討事項	提案の趣旨等	提案に対する意見	検討会の結論
①情報公開 ・ホームページで収支報告書を公開 ・CD-Rでの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 閲覧に供しているものは、全てホームページで出したらよい。(遠方の方は閲覧に来ることができない。) ○ コピーとCD-Rいずれかで提供できるようにする。 ○ 既に閲覧に供している25年度分から公開してもよいのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民にどんな活動をしているのかを示していく。 ○ 会計帳簿を非公開にする必要がない。併せて公開したらよい。 ○ 会計帳簿は収支と一致するので、この際公開したらどうか。 ○ 条例や法律一般的には廻らないので、次の4月1日から適用したらどうか。 	<p>平成26年度分収支報告書、証拠書類、主要な活動記録及び会計帳簿をホームページで公開。 CD-Rも、情報公開で開示請求があれば提供。</p>
②飲食を伴う会費 ・廃止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国的に疑問視、批判が出ている。要領の聴取などの理屈はあっても、交流、懇親が主であり、公費を充てるべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政務活動費への充当実績もごくわずかであり、廃止が適当。 	<p>平成27年度から、政務活動費を充当しない。</p>
③支給方法 ・支給対象を会派又は議員へ一本化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 判例の解説等には、会派と個人の両方への支出は適当でないとの見解がある。 個人に一本化して、会派用務は個人から出して執行したらどうか。 ○ 会派に一本化すれば、チェック機能が働くので良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会派で研究も行っており、現行が合理的。 ○ 会派活動と個人活動がそれぞれあるので、現行で。 ○ 会派と個人とに分けた方が、説明がしやすい。 	<p>現行どおり。</p>
④按分方法 ・合理性ある按分率へマニュアルを見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の按分基準に合理性があるかどうか分からないため、マニュアルの見直しを。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人毎に状況が違うので境界が難しい。マニュアルの基本的考え方の説明責任が果たせるので問題ない。 ○ 現行マニュアルは、全国議長会の考え方を踏まえたもの。 	<p>現行どおり。</p>
⑤チェック機能 ・第三者機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民から第三者機関を設けてはどうかという意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査委員による監査を受けている。 ○ ホームページでの公開によって、県民による厳しいチェックがされることになる。 	<p>現行どおり。</p>
⑥四半期毎の収支報告 ・四半期毎の後払い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使った分だけ交付する精算払いにすればとの県民の声もある。返還の作業も無くなる。 ○ きめ細かく出せば事務局もチェックしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3ヶ月毎に決算をしていたら、作業が大変になるし、会派としても使いづらくなる。 ○ 事務所費や人件費などの(立て替え)支出は厳しい。 	<p>現行どおり。 書類等の早期提出に取り組む。</p>
⑦政務活動記録簿の毎月提出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員の活動を早く県民に知って貰いたい。早期提出の方法について議論する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公開は別問題。事務局が早くチェックできるように(早期提出の)努力をするようにすればよい。 	<p>現行どおり。</p>
⑧報告の充実 ・報告内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「いつ、どこで、誰と」は報告の中にあっただほうが良い。パターンがあれば報告しやすい。個人情報事務局がチェックしてくれる。 ○ 政務活動が妥当かを県民が判断するため、成果を県民に還元するために詳細な報告が必要。 ○ 最低限の項目が入った様式を定め、写真や名刺をつけたらよい。 ○ 県民に説明できるように、成果の詳細が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動記録簿に「いつ、誰と」も「場所」も出ている。情報源を明らかにすることで、政務活動が制限される場合もある。 ○ 「いつ、どういう用務、相手」は必ず書いている。飛行機の搭乗券や高速道路の領収書で、調査に行ったことは証明できるので十分。公開時に個人名を消せば、現行どおりでよい。 ○ 枠にはまった詳細な報告書の作成が求められた場合、報告書の作成自体が仕事となって、自由な発想による調査の妨げになりかねないと感じる。 	<p>現行どおり。 ※下記の内容をマニュアルへ付記 良識ある議員としての位置付けの中で、可能な限り詳細な報告をする。</p>
⑨報告の充実 ・添付書類の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 添付書類の充実は、不適切支出防止のために必要。 ○ 調査先を証明する名刺、写真、パンフレット等の添付や支出を裏付ける宿泊記録書や広報紙などの添付が必要。(領収書だけでは、実際に調査したか、泊まったかどうかは証明できない。) ○ 搭乗券、宿泊証明書やパンフレットなど可能なものは添付したら良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務付けは難しい。可能な限り名刺等を添付し、面談者を示すということは、今もやっていることなので、今までどおりでよいのではないか。 ○ 最後のよりどころが領収書であり、領収書にさらに添付する必要はないのではないか。 ○ 県民に対する公正性の証明のため、最大限取れるものは取るということではよいのではないか。 	<p>現行どおり。 ※下記の内容をマニュアルへ付記 添付書類は、議員の責任と義務において、可能な限り取れるものは取る。</p>
⑩宿泊費 ・定額支給から実費支給への見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実費支給とする。 ○ 実費又はバック料金とする。 ○ 定額は本県以外では2県のみ。世論の見方も考慮した検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定額のままというのは難しい。実費制へ。 <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海外については、安全面や季節的な割高料金などを考慮して、上限額は設けない方がよい。 ○ 上限額を定めようとして、状況に応じて特例的な扱いができるように規定整備して運用すればよいのではないか。 ○ 実態に即して支出ができるような形が望ましい。 	<p>宿泊料は実費支給へ見直し。 上限額の扱いは、他の団体や県の特別職の状況も踏まえ、27年度実施に向けて随時別途協議。</p>
⑪宿所への充当 ・高知市以外の選挙区の議員が高知市に設けた宿所への充当を可とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東西に長いという地理的要件や政治経済等が高知市に一極集中しているという県の実態から、活動の中心となる高知市に、高知市以外の選挙区の議員が政務活動の拠点として設けた宿所に政務活動費を充当できるようにする。 ○ 議員宿舎を新設することが財政的に難しい中で、事務所費と同様の考え方で、宿所に政務活動費を充当できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔地議員の往復に伴う時間的、体力的な負担や資料の持ち運び等の負担軽減につなげる措置も必要。 ○ 高知県の議員であり、高知市に事務所を持ってもおかしくはない。宿所に事務所費的に政務活動費を充当してもよいのではないか。 ○ 周辺部の議員と高知市近辺の議員との間の時間的なハンディを無くして、議員が公平に働けるようにということも考えるべき。 	<p>高知市以外の選挙区の議員が、高知市に設けた宿所に政務活動費を充当できるようにする。</p>
⑫JR等の交通費 ・領収書の提出を原則とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の「原則領収書不要で例外あり」の取り扱いを「領収書提出を原則とし、例外あり」に見直し。 ※「例外」は、領収書が取得できない場合 	<p>※特に意見なし。</p>	<p>「領収書提出を原則とし、例外あり」にマニュアル見直し。</p>
⑬条例の改正内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計帳簿を提出書類に位置付け。 ○ ホームページでの公開を条例に規定追加。(議会の主体的取り組みを条例上で明示) ○ ホームページでの公開は平成26年度分から。 ○ 宿所を別表の事務所費の項に付記。 	<p>※特に意見なし</p>	<p>提案内容どおりに条例を改正。</p>